

第3回 伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会 会議要旨

日 時 平成24年8月7日（火） 14:30～16:40

場 所 伊勢市役所 東庁舎4-2会議室

出席者 委員：11名

事務局：健康福祉部長、教育部長ほか

1 挨拶

玉置教育部長から挨拶

2 子ども・子育て関連法案について

事務局から、子ども・子育て関連3法案についての概要を資料に基づき説明。

3 議事

(1) 就学前の子どもの教育・保育のあり方について

前回までの主な意見を確認した。（番号1～5）

前回に引き続き、「就学前の子どもの教育・保育に関する検討事項」の各項目について事務局から現状を説明した。（番号6～12）

【委員からの主な意見】別紙

4 その他

事務局からの報告

7月27日に「就学前の子どもの教育・保育に関するアンケート」を対象者1,000名に郵送した。アンケート結果については、次回に単純集計だけでも示したい。

番号	環境・課題	項目	現行の整備方針・計画	現状	新制度との関連	主な意見
1	すべての子どもに対応する教育・保育	就学前の子どもの教育・保育の質の充実	<p>【方針】 「就学前の子どもの教育・保育連絡協議会」を設置する。</p> <p>【計画】 「就学前の子どもの教育・保育連絡協議会」、「特別支援教育推進会議」等の充実により、公私幼保の別なくとも協議し、教育・保育の実践に努める。</p>	H21年6月「就学前の子どもの教育・保育連絡協議会」を設置済み。	子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。	○地域により特色があり、地域ごとに協議の場があるとよい。
2	すべての子どもに対応する教育・保育	特別支援教育の充実	<p>【方針】 臨床心理士や医師等の専門家による巡回相談を実施する。 関係機関が連携したネットワークづくりをすすめる。</p>	臨床心理士、特別支援学校教諭、大学教授等による巡回相談を実施 発達支援相談員をこども家庭相談センターに配置 特別支援教育推進会議の開催	途切れない支援の体制をとる必要がある。	<p>○発達支援相談員等による保幼の巡回は幼保職員にとって心強い。</p> <p>○保幼における取り組みを小学校へ繋いでいくことが必要である。</p> <p>○個別の教育支援計画を作成し、小学校へ引き継ぐことが重要である。</p> <p>○障がいを受け入れがたい保護者の気持ちに配慮した支援をすべき。</p>
3	発達や学びの連続性をふまえた教育・保育	保・幼・小の連携	<p>【方針】 児童・保護者による授業参観・事前体験の実施を促進する。</p> <p>【計画】保幼小の連携を深めるとともに、その他関係機関とのネットワーク化を図る。</p>	小学校での授業参観、体験活動等の実施 幼稚園・保育所と小学校の引継ぎ会等の実施	幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教育要領及び児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。	
4	発達や学びの連続性をふまえた教育・保育	保・幼・小の連携	<p>【方針】 保・幼・小の教職員の合同研修会・情報交換会の実施を促進する。</p> <p>【計画】保幼小の連携を深めるとともに、その他関係機関とのネットワーク化を図る。</p>	H21年6月に「就学前の子どもの教育保育連絡協議会」を設置し、公私幼保の別なくとも協議、連携しながら実践に務めてきた。	幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教育要領及び児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。	<p>○小学校教員としてはできる限り児童の情報がほしい。</p> <p>○保幼小の連携は重要である。</p>
5	発達や学びの連続性をふまえた教育・保育	保・幼・小の連携	<p>【方針】 小学校教職員の幼稚園・保育所での保育体験の実施を促進する。</p> <p>【計画】保幼小の連携を深めるとともに、その他関係機関とのネットワーク化を図る。</p>	小学校教職員の幼・保での保育体験、幼稚園職員の保育所体験、保育所職員の幼稚園体験を実施している。	幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教育要領及び児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。	

番号	環境・課題	項目	現行の整備方針・計画	現状	新制度との関連	主な意見
6	発達や学びの連続性をふまえた教育・保育	幼稚園の3年保育	<p>【方針】 公立幼稚園において速やかに3年保育を実施する。施設および人的体制については、当面現状のまま3歳児と4歳児の混合保育を実施し、3年保育による新たな財政負担を抑えるものとする。</p> <p>【計画】公立幼稚園のスリム化を図りながら、3歳児保育未実施の施設についてもその場を提供する。</p>	公立幼稚園3園において未実施。	幼保連携型認定こども園においては満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供する。	<p>○私立幼稚園で子どもの受入れ体制ができているとするなら、市の財政面からも3年保育には反対である。ただし、公立施設のスリム化がうまく進めば賛成である。</p> <p>○学校教育法においても満3歳から入園できる。子どもの育ちを追っていくのに2年は短い。</p> <p>○3年保育を公立としても責任を持ってやっていくべきである。</p> <p>○他の子どもや親とのつながりも必要なので3年保育に賛成である。</p> <p>○2年保育の子どもより、3年保育の子どもの方が経験が豊かである。保護者のニーズは3年保育であると感じている。</p>
7	発達や学びの連続性をふまえた教育・保育	保育開始月齢の統一	<p>【計画】 乳児保育に必要な設備を備えている保育所の保育開始月齢の統一を図っていく。</p>	<p>42日～ 公立0 私立2</p> <p>3ヶ月～ 公立6 私立13</p> <p>6ヶ月～ 公立7 私立2</p> <p>2歳 公立1</p>		<p>○1歳くらいまで家庭で保育したいとは思いますが、育児休業がなく2ヶ月で仕事に復帰しなければならないこともある。</p> <p>○0歳児と1歳児が同じ部屋となっている園もある。月齢の低い0歳児は1歳児と同じ部屋では保育できない。施設が対応していないところもあり、統一は難しい。</p> <p>○地域の実情によって、保育開始月齢が異なっていると思われるので、統一する必要はない。</p> <p>○0歳児の保育士配置は3対1となっているが、月齢によっては1対1での対応することになる。保育開始月齢を早めるなら保育士を増やす必要があり、財政面で難しい。</p> <p>○企業の育児休業も普及してきている。</p> <p>○本当に困っている保護者もいる。小規模保育や家庭的保育などによることも検討が必要である。埋もれた人材を活用できる。</p>

番号	環境・課題	項目	現行の整備方針・計画	現状	新制度との関連	主な意見
8	発達や学びの連続性をふまえた教育・保育	集団人数	【方針】 園児集団の最低人数を15人とする。	15人に達しない園は休園としている。来年度15人以下となる北浜幼稚園が休園予定	集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。	○1桁の園児数では教育的効果が出にくい。 ○一定規模の人数がないと、教諭と子どもとのつながりが深くなる反面、集団としての力をつけることができなくなる。人との関係性を培う力が不足してしまう。 ○児童数が減少する流れの中では、公立の施設数を抑えることが私立への配慮の面からも必要である。 ○15人という数は妥当ではないか。
9	発達や学びの連続性をふまえた教育・保育	専任園長の配置	【方針】 小学校長が兼任する幼稚園について、順次専任園長を配置する。	北浜、城田幼稚園は北浜小、城田小の校長が兼任		○普段園とあまりかかわりのない校長が園長として挨拶をするのは違和感がある。 ○兼任だと子どもに対して愛情を持ってもらえるかどうか。 ○人件費がかかるが、教育面から考えると専任の方がよい。 ○兼任でもそれぞれの施設が近くにあり、頻繁に行き来していたので、就学時に知っている人がいてよかったという面もある。 ○小学校と離れているのであれば専任がよい。
10	子育て支援の充実	子育て支援センターの拠点整備	【方針】 子育て支援センターの拠点整備を進める。	H19年度3ヶ所、H20年度4ヶ所、H23年度5ヶ所を実施。伊勢市次世代育成支援行動計画ではH26年度目標を7ヶ所と定めている。	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子育て支援事業等を行うこと。	○御菌地区には支援センターがなく、他地域のセンターには行きにくいといった声もある。 ○民間で子育て支援をやっているところもあるので、民間を支えていくことも必要である。 ○子育て支援はほとんどの園でも取り組んでいるが、市としても充実させてほしい。 ○地域バランスを考えて広域的に平等に利用できるようにすべきである。
11	家庭・地域との連携	地域との連携	【方針】 地域の高齢者との交流や地域環境を活用することにより、子どもの健やかな育ちにつながるような教育・保育に取り組む。	保育所を基点として、地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するための事業を保育所全園(子育て支援センター事業実施園を除く)で実施している。	子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。	○農業体験などいい体験をさせてもらっている。 ○幼児教育を学ぶ動機として中学生時の職場体験をあげる人が多い。 ○子ども達に地域の楽しいところ、いいところをたくさん体験させることで、その子ども達がまた地域を支えていくことになる。地域の人の力は必要である。

番号	環境・課題	項目	現行の整備方針・計画	現状	新制度との関連	主な意見
12	認定こども園	認定こども園の検討	【方針】 公立の施設の改修時には、地域の実情を勘案し、認定こども園を有効な選択肢とする。 地域や保護者の理解・協力を得て、現有施設での実現の可能性を中心に進めていく。	公立施設ではH23年4月あさま保育所と四郷幼稚園を統合しごうこども園(幼保連携型)を開園。私立施設ではH24年4月に修道幼稚園が保育所認可を得て修道こども園(幼保連携型)を開園、和順幼稚園が保育所機能を付加し和順こども園(幼稚園型)を開園。	保育所と幼稚園の良さを併せ持つ施設(幼保連携型認定こども園)の改善及び移行を促進する。	○一つの建物で、保育時間の違う子ども達が一緒に過ごすことを現場の人が戸惑っていないか知りたい。 ○短時間保育の子どもは午後から一緒に遊ぶことができず、翌日仲間に入っていくにくいという話も聞く。 ○可能であれば、検討委員が認定こども園の見学をするべきである。
13	公立の役割	公立施設の役割と機能	【計画】 市全体の教育・保育の充実のために、保・幼・小・中の連携を含む実践研究等の中核的な役割を担う。	公立幼稚園において、教育課題をテーマとした実践研究を実施し、公開研究会でその成果を広く発信してきた。		
14	公立の役割	公立施設の役割と機能	【計画】 特別支援教育の中心的機能を果たす。	「特別支援教育推進会議」を設置し、公私幼保の別なくともに協議、連携しながら実践に務めてきた。		
15	公立の役割	公立施設の役割と機能	【方針】 各保育所・幼稚園においても、今後さらに、園庭開放や相談等の子育て支援に努める。 【計画】 保育所は、延長・休日・一時保育などの機能や、子育て支援センターとしての機能を合わせもった施設を目指す。	延長保育:公立2、私立7 休日保育:公立1、私立1 一時保育:公立3、私立1 子育て支援センター:公立5	子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子育て支援事業、一時預かり事業、延長保育事業等を行うこと。	
16	行財政改革	公立の施設数減	【方針】 公の役割を果たすと同時に、行財政改革の観点から、公立の施設を減らす等、公立のスリム化を図る。 【計画】 立地状況及び運営状況等から幼稚園は3園程度、保育所は7園程度必要である。地域や民間施設の状況を勘案した上で、定員の見直し、施設の廃止・統合・民間への委譲等を検討しスリム化をめざす。	公立幼稚園:5園 公立保育所:13園 公立認定こども園:1園 H23年4月あさま保育所と四郷幼稚園を統合しごうこども園を開園した。	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供する施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数等の見込並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定める子ども・子育て支援事業計画を策定する。	
17	行財政改革	公から民への移行	【方針】 民間に委ねられる部分は民間に委ね、公立施設のスリム化を図る。 【計画】 地域や民間施設の状況を勘案した上で、公立施設の定員の見直し、施設の廃止・統合・民間への委譲等を検討し、公立施設のスリム化を図る。		幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。 公私連携型保育所及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置ができる。	

番号	環境・課題	項目	現行の整備方針・計画	現状	新制度との関連	主な意見
18	行財政改革	公から民への移行	【方針】 私立施設の認定こども園化が進められれば、公から民への移行については積極的に検討する。	私立修道幼稚園の認定こども園化により公立さくらぎ保育所をH25年度末で閉園する。	社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。	
19	行財政改革	小中学校の統廃合	[伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画(案)]児童生徒の安全・安心の確保を図るため高台等設置場所の選定及び校舎の高層化等施設の充実を行う。小中学校の適正規模化・適正配置	神社幼、北浜幼、二見浦保、高城保、五峰保の公立幼保は津波浸水区域に位置している。		
20	施設の老朽化 安全・安心	施設改修	【方針】 施設の改修計画は財政状況・緊急度・優先度を勘案して進める。	公立幼保の78%が築30年以上経過		
21	適正配置	機能充実のための統廃合	【方針】 機能が充実する場合は、園児の集団の人数にかかわらず施設配置を見直し、統廃合等を検討する。 【計画】 民間施設の創設・機能拡大あるいは認定こども園等、教育・保育の機能の充実が図られることも考えられ、地域や民間施設の状況を勘案した上で、公立施設の定員の見直し、施設の廃止・統合・民間への委譲等を検討し、公立施設のスリム化を図る。	公立幼保がそれぞれに配置されている。		